

(每週一回土曜日發行)

校報

第三十八號

昭和二年六月十八日

東京女子高等師範學校

叙任及辭令

依願解囑託

講師 石井 長次郎

吉 永 義 信

東京女子高等師範學校講師ヲ囑託ス

金 原 タ ミ

化學室勤務ヲ囑託ス(以上六月十一日)

○規程改正ニ關スル件

本校内規中職員服務規程、校務分掌規程及評議員會内規ヲ後記ノ通改正シ何レモ昭和二年九月十一日ヨリ施行ス

職員服務規程 (昭和二年六月十七日)

第一章 教官ノ服務

第一條 教官ハ其ノ擔任スル範圍内ニ於テ生徒教育ノ責ニ任ス

第二條 教官ハ每學年末ニ於テ其ノ擔任スル學科目ニ

就キ次學年度ノ教授要目ヲ調製シ學科目主任及學科主任ヲ經テ學校長ニ具申スヘシ

第三條 教官ハ每學期末ニ於テ前條ノ教授要目ニ基キ

其ノ學期間ニ於ケル教授ノ進程ヲ記載シ學科目主任

及學科主任ヲ經テ學校長ニ報告スヘシ

第四條 教官ハ教授訓育其ノ他ノ事項ニ就キ意見アル

トキハ之ヲ學校長ニ具申スヘシ

第五條 報酬ヲ受ケテ他ノ職務ニ從事セムトスル者ハ

官吏ニ在リテハ學校長ヲ經テ文部大臣ノ許可ヲ受ケ

囑託員ニ在リテハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ但本務ノ

他ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 第八條乃至第二十二條ノ規程ハ之ヲ教官ノ服務ニ適用ス

第二章 事務員ノ服務

第七條 書記及雇員ハ學校長及幹事ノ指揮ヲ受ケ分課

ノ事務ニ従事スヘシ

雇員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコトアルヘ

シ此ノ場合ニ於テハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ執務ス

ヘシ

第八條 事務繁劇ナルトキ至急處理ヲ要スルモノアルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖執務スヘシ

第九條 疾病其ノ他ノ事故ニ由リ遅刻又ハ缺勤セムトスルトキハ當日執務時限前ニ事由ヲ具シ届出ツヘシ

疾病ニ由リ缺勤スルコト一週日ニ至ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ届出テ爾後二週日ニ至ル毎ニ同様届出ツヘシ

第十條 執務時間中發病等ノタメ退出セムトスルトキハ上官ノ承認ヲ受クヘシ

第十一條 女子ノ職員ハ分娩豫定日前二週日以内分娩後六週日以内休養スルコトヲ得

前項分娩豫定日ハ醫師ノ診斷書ニ依ル但特別ノ事情アル場合ニ在リテハ產婆ノ證明書ヲ以テ醫師ノ診斷書ニ代フルコトヲ得

第十二條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スル者ハ前日中ニ届出ツヘシ

第十三條 親屬ノ喪ニ丁リ服忌ヲ受クルトキハ其ノ親屬關係ヲ記シ届出ツヘシ

第十四條 病氣療養、父母ノ看病又ハ墓參ノタメ請暇セムトスルトキハ日限及行先地ノ宿所ヲ具シ願出ツ

ヘシ延期ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ具シ願出ツヘシ

第十五條 陸軍召集令又ハ海軍召集令ニ依リ召集又ハ簡閱點呼ニ應スルトキハ日限及應召地部隊名又ハ艦艇名ヲ具シ出發前ニ届出ツヘシ

第十六條 賜暇中旅行セムトスルトキハ日限及旅行先地ヲ具シ出發前ニ届出ツヘシ

第十七條 出張ノ命ヲ受ケタル者ハ出發及歸校ノ際其ノ旨ヲ届出テ且歸校後一週日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第十八條 新任者ハ五日以内ニ住所届及履歷書ヲ差出スヘシ

第十九條 住所ヲ移轉シ又ハ氏名族籍ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ

第二十條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辭令書ヲ受ケ其ノ事項ノ履歷ニ關係アルモノハ其ノ都度届出ツヘシ

第二十一條 轉任免官休職等ノ際又ハ分掌事務ヲ免セラレタルトキハ取扱事務ニ關スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ

第二十二條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指

揮ヲ受クヘシ事急ヲ要スルトキハ當直者及登校者ニ於テ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第三章 學校醫ノ服務

第二十三條 學校醫ハ學校長及生徒課幹事ノ命ヲ受ケ

學校衛生ニ關スル事務ニ従事ス

第二十四條 學校醫ハ毎月二回以上出校シ全校ニ亙リ

衛生上ノ事項ヲ視察スヘシ

第二十五條 學校醫ハ日曜日及土曜日ヲ除キ毎日定時

寄宿舎醫局ニ出頭シ疾病ニ罹レル生徒アラハ之ヲ診療スヘシ

療スヘシ

第二十六條 學校醫ハ學生、生徒、兒童身體檢查規定

ニ依リ生徒ノ身體ヲ檢查シ身體檢查票ヲ調製スヘシ

第二十七條 學校醫ハ本校及本校附屬校園ニ入學ヲ志

望スル者ノ身體ヲ檢查シ其ノ結果ヲ學校長ニ報告スヘシ

第二十八條 學校醫ハ第二十四條及第二十五條ノ場合

ノ外學校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時出頭執務スヘシ

第二十九條 學校醫ハ學校内學校所在地及其ノ近傍ニ

傳染病ノ發生シタルトキハ其ノ情況ニ依リ十分ナル

清潔方法ヲ施行シ全校若クハ其ノ一部ノ閉鎖ヲ必要

ト認ムルトキハ之ヲ學校長ニ申告スヘシ

第三十條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ

學校長ニ申告スヘシ

第三十一條 學校醫ハ其ノ執務ノ狀況及調査又ハ申告

シタル事項等ニ就キ其ノ大要ヲ記載シ其ノ都度之ヲ

學校長ニ提出スヘシ

第四章 當直ノ服務

第三十二條 當直勤務ハ事務當直及寄宿舎當直トス

第三十三條 男子ノ書記及分課事務ニ従事スル男子ノ

雇員ハ輪番ヲ以テ事務當直ニ服スヘシ但丁年未滿ノ

者ハ此ノ限ニ在ラス

生徒課勤務ノ女子教官ハ輪番ヲ以テ寄宿舎當直ニ服

スヘシ但學校長ニ於テ特別ノ事情アリト認メタル者

ハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 當直時間ハ平日ニ在リテハ執務時間ノ終

ヨリ翌日ノ執務時間ノ始又ハ之ニ相當スル時限迄ト

シ休日ニ在リテハ執務時間ノ始ニ相當スル時限ヨリ

翌日ノ執務時限ノ始又ハ之ニ相當スル時限迄トス

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ當直ヲ免ス

一、出張中、出張ノ前日、出張先ヨリ歸校ノ翌日

二、賜暇中

三、忌引中

四、疾病其ノ他ノ事故ニ依ル缺勤中

五、新任者着任ノ日ヨリ七日間

六、以上ノ外學校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認
メタルトキ

第三十六條 事務當直者ノ任務ハ概ネ左ノ如シ

一、校舍各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト

二、校舍内外ノ取締ヲナスコト

三、接受シタル物件ヲ處理スルコト

四、火災ノ虞アル場所及備品ニ對シ特ニ注意スルコ
ト

第三十七條 寄宿舎當直ハ寄宿舎ノ管理及取締ニ任シ

舎内一切ノ事務ヲ處理スヘシ

第三十八條 當直者ハ勤務中學校又ハ寄宿舎ヲ離ルル
コトヲ得ス

第三十九條 當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ム
ルコトヲ得

第四十條 當直中非常事故アルトキハ直ニ學校長及庶
務課幹事ニ報告シ事急ナルトキハ臨機ノ處置ヲ爲ス

ヘシ

第四十一條 當直ノ服務ニ關スル細目ハ事務當直ニ在

リテハ庶務課幹事寄宿舎當直ニ在リテハ生徒課幹事
之ヲ定ムヘシ

附則

第四十二條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施
行ス

校務分掌規程 (昭和二年六月十七日)

第一章 教育事務

第一條 教授ニ關スル事務ハ各教官之ヲ分擔ス

第二條 訓育ニ關スル事務ハ全教官之ヲ擔任シ生徒監
之ヲ主掌ス

生徒監ハ其ノ事務ヲ寄宿舎生徒ニ關スル事項ト通學
生徒ニ關スル事項トニ別チ之ヲ分擔スルコトヲ得

第三條 教育事務整理ノ責ニ任セシメムカタメ學科目
主任學級主任及學科主任ヲ置ク

第四條 學科目主任ハ學科目毎ニ各一人トシ教官中ニ
就キ學校長之ヲ命ス

學科目主任ハ當該學科目ニ就キ左ノ事務ヲ擔任ス

一、教授ノ連絡統一ニ關スルコト

二、教授ノ分擔ニ關スルコト

三、教授要目及教授進程報告ノ整理ニ關スルコト

四、教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト

一、教授ノ分擔ニ關スルコト

二、教授要目及教授進程報告ノ整理ニ關スルコト

三、教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト

四、教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト

五、教授上必要ナル參考用圖書、器具機械、標本、

藥品等ノ調査ニ關スルコト

六、其ノ他當該學科ニ關スル事項

第五條 學級主任ハ學級毎ニ各一人トシ教官中ニ就キ

學校長之ヲ命ス學級主任ハ當該學級ニ就キ左ノ事務ヲ擔任ス

一、生徒ノ統率及風紀ニ關スルコト

二、生徒ノ性行、學業及健康ニ關スルコト

三、校規命令ノ實行ニ關スルコト

四、生徒當番ニ關スルコト

五、其ノ他當該學級ニ關スル事項

第六條 學科主任ハ文科、理科、家事科毎ニ各一人ト

シ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス

學科主任ハ當該學科ニ就キ學科目主任及學級主任ノ

擔任スル事務並ニ卒業生ニ關スル事項ヲ掌理ス

學科主任ハ其ノ掌理スル事務ニ關シ關係教官ノ協議

會ヲ開クコトヲ得

第七條 圖書專修科及保育實習科ハ主任ノ關係ニ於テ

之ヲ學級ト看做ス

第二章 分課事務

第八條 本校ニ庶務課、教務課、圖書課、生徒課ヲ置

キ事務ヲ分掌セシム

第九條 各課ニ幹事ヲ置キ所屬職員ヲ率キ分掌事務整理ノ責ニ任セシム

幹事ハ職員中ニ就キ學校長之ヲ命ス

第十條 各課所屬ノ職員ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

事ス

第十一條 庶務課ニ庶務掛及會計掛ヲ置ク

庶務掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、御眞影、勅語及令旨ノ保管ニ關スルコト

二、學校長ノ官印及校印ノ管守ニ關スルコト

三、校旗ノ保管ニ關スルコト

四、職員ノ進退及身分ニ關スルコト

五、職員ノ服務ニ關スルコト

六、公文書ノ處理ニ關スルコト

七、統計、報告、一覽等ニ關スルコト

八、校報ニ關スルコト

九、諸規則ノ制定改廢ニ關スルコト

一〇、日誌及諸記錄ニ關スルコト

一一、儀式ニ關スルコト

一二、評議員會ニ關スルコト

一三、寄贈ノ金品等ニ關スルコト

- 一四、本校ノ當直ニ關スルコト
 - 一五、教員免許狀ニ關スルコト
 - 一六、面會人ノ取扱ニ關スルコト
 - 一七、乘車船割引證交付ニ關スルコト
 - 一八、他ノ課掛ニ屬セサル一切ノコト
- 會計掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、歳入歳出豫算及決算ニ關スルコト
 - 二、資金ニ關スルコト
 - 三、金錢ノ收支及保管ニ關スルコト
 - 四、物品ノ購入及不用品處分ニ關スルコト
 - 五、圖書以外ノ物品ノ出納及保管ニ關スルコト
 - 六、土地建物ニ關スルコト
 - 七、道路庭園ニ關スルコト
 - 八、營繕ニ關スルコト
 - 九、電話、電燈、瓦斯、給水及煖房ニ關スルコト
 - 一〇、傭人ノ進退及取締ニ關スルコト
 - 一一、警備取締ニ關スルコト
 - 一二、洒掃ニ關スルコト
 - 一三、其ノ他會計ニ關スル一切ノコト
- 第十二條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、學科課程ニ關スルコト

- 二、教授要目及教授進程報告ニ關スルコト
- 三、教科用圖書ニ關スルコト
- 四、教官ノ分擔及日課ノ配當ニ關スルコト
- 五、授業及休業ニ關スルコト
- 六、生徒ノ募集及入學ニ關スルコト
- 七、選拔試験ニ關スルコト
- 八、成績考查、進級及卒業ニ關スルコト
- 九、成績證明ニ關スルコト
- 一〇、教授上ノ設備ニ關スルコト
- 一一、教官會議ニ關スルコト
- 一二、修學旅行ニ關スルコト
- 一三、卒業生ニ關スルコト
- 一四、參觀人ノ取扱ニ關スルコト
- 一五、教室教官室ニ關スルコト
- 一六、其ノ他教務ニ關スル一切ノコト

- 第十三條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、圖書ノ出納保存及整理ニ關スルコト
 - 二、圖書印ノ監守ニ關スルコト
 - 三、圖書ノ貸付閱覽ニ關スルコト
 - 四、圖書目錄編纂ニ關スルコト
 - 五、書庫閱覽室ニ關スルコト

第十四條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、生徒ノ取締ニ關スルコト
- 二、生徒ノ訓誨及賞罰ニ關スルコト
- 三、生徒ノ當番ニ關スルコト
- 四、生徒ノ學籍ニ關スルコト
- 五、誓書、保證書ノ整理保管ニ關スルコト
- 六、生徒ノ出席簿ニ關スルコト
- 七、退學、休學其ノ他生徒ノ事故ニ關スルコト
- 八、在學及品行證明ニ關スルコト
- 九、家庭及保證人トノ連絡ニ關スルコト
- 一〇、生徒ノ願、伺、届ニ關スルコト
- 一一、生徒ノ郵便物ニ關スルコト
- 一二、生徒ノ集會ニ關スルコト
- 一三、運動競技ニ關スルコト
- 一四、學校衛生ニ關スルコト
- 一五、身體検査ニ關スルコト
- 一六、寄宿舎ノ清潔整頓ニ關スルコト
- 一七、寄宿舎ノ警備取締ニ關スルコト
- 一八、寄宿舎ノ當直ニ關スルコト
- 一九、入舎、退舎、外泊、旅行其ノ他寄宿舎生徒ノ

異動ニ關スルコト

- 二、寄宿舎生徒ノ舍室配當ニ關スルコト
- 二一、寄宿舎ノ炊事監督ニ關スルコト
- 二二、寄宿舎生徒ノ舍費、食費等ノ收支ニ關スルコト
- 二三、寄宿舎ノ傭人監督ニ關スルコト
- 二四、寄宿舎ニ於ケル面會人、參觀人ノ取扱ニ關スルコト
- 二五、特別入學生徒ニ關スルコト
- 二六、其ノ他生徒ノ訓育及寄宿舎ニ關スル一切ノ事項

第十五條 其ノ課ノ分掌事務ニシテ他ノ課ニ關聯スル

モノハ合議スヘシ

第十六條 各課所屬職員ハ時宜ニ依リ互ニ他課ノ事務

ヲ補助スヘシ

附 則

第十七條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

會議規程 (昭和二年六月十七日)

第一條 會議ヲ分チテ評議員會及教官會トス

第二條 評議員會ハ學校長ノ諮問ニ應ジ校務ニ關スル

重要ナル事項ヲ審議ス

第三條 評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議員ハ左ノ職員ニ就キ學校長之ヲ命ス

一、各課幹事及寄宿舎主任生徒監

二、教授ヲ本官トスルモノノ互選シタル者若干名

必要アルトキハ臨時評議員外ノ職員ヲシテ會議ニ加

ハラシムルコトアルヘシ

第四條 前條第二項第二號ニ依ル評議員ノ任期ハ當該

學年間トス

第五條 教官會ハ學校長ノ諮問ニ應シ學科課程、成績

考查其ノ他學校長ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ審議

ス

第六條 教官會ハ左ノ五種トシ當該教官ヲ以テ之ヲ組

織ス

一、學科主任會

二、學科目主任會

三、學級主任會

四、教授會

五、教官總會

前項第一號乃至第四號ノ各教官會ニ於テ必要アルト

キハ當該教官外ノ教官ヲシテ會議ニ加ハラシムルコ

トアルヘシ

第七條 評議員及各教官會ノ當該教官ハ其ノ會議ニ附

議スヘキ議案ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

三名以上ノ賛成ヲ得會議ノ三日以前ニ於テ學校長ニ

提出スルヲ要ス

第八條 評議員會及教官會ノ議長ハ學校長之ニ當ル

第九條 評議員會及教官會ニ理事ヲ置ク

評議員會理事ハ庶務課幹事、教官會理事ハ教務課幹

事之ニ當リ學校長ノ指揮ヲ受ケ其ノ會ノ庶務ヲ處理

ス

第十條 評議員會及教官會ニ書記ヲ置ク

評議員會書記ハ庶務課主任書記、教官會書記ハ教務

課主任書記之ニ當リ上司ノ指揮ヲ受ケ其ノ會ノ庶務

ニ從事ス

附則

第十一條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行

ス

評議員會內規 (昭和二年六月十七日)

一、會議規程第三條第二項第二號ニ依ル評議員ノ員數

ハ當分八名トス

一、選舉ハ毎年三月中ニ於テ之ヲ行フ但シ缺員補充ノ

必要アルトキハ臨時之ヲ行フモノトス
 一、選舉ハ投票ニ依ル投票ハ無記名連記トス
 一、得票數同一ノ者二名以上アリテ當選スヘキ者評議員ノ員數ヲ超ユルトキハ席次ニ從ヒ當選者ヲ定ム
 一、評議員會ハ毎月一回第三木曜日ニ於テ之ヲ開クヲ常例トス但シ必要ニ依リ臨時之ヲ開クコトヲ得

彙報

職員住所

市外澁谷町大字中澁谷六六一 永田方 講師 吉永義信
 小石川區竹早町七 人見兼吉方 化學室勤務囑託 金原タミ

【附錄】

如蘭會規則ヲ左ノ通改正ス

如蘭會規則 (昭和二年六月十日)

第一章 總則

第一條 本會ハ東京女子高等師範學校如蘭會ト稱ス
 第二條 本會ハ東京女子高等師範學校ノ職員生徒及同附屬校園ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六臨時教員養成所ノ職員生徒ハ之ヲ東京女子高等師範學校ノ職員生徒ト看做ス

第三條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ心身ヲ練磨シ趣味ヲ涵養シ兼テ善美ナル校風ヲ發揚スルヲ以テ目的トス

第四條 本會々員ヲ分チテ左ノ二種トス

- 一、特別會員 職員
- 一、通常會員 生徒

第五條 本會ニ左ノ十五部ヲ置ク

學術部、弓道部、柔道部、庭球部、球卓部、籃球部、排球部、陸上競技部、旅行部、水泳部、謠曲部、茶道部、花道部、音樂部、琴曲部
 前項ノ十五部中、卓球部、籃球部及排球部ト謠曲部茶道部及花道部ト音樂部及琴曲部トハ當分之ヲ各一ノ部ト看做ス

第六條 會員ハ各部ノ部員タルコトヲ得

第二章 役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名 一、理事 一名
- 一、部長 各部ニ付 一名宛 一、事務委員 五名
- 一、委員 各部ニ付各學年各一名宛 學級生徒一名宛

第八條 會長ハ學校長ヲ推戴ス

會長ハ會務ヲ總轄ス

第九條 理事部長及事務委員ハ特別會員中ニ就キ會長之ヲ委嘱ス

理事ハ本會ノ常務ヲ管理シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

部長ハ各其ノ部ノ常務ヲ管理ス

事務委員ハ本會ノ庶務及會計ニ關スル常務ヲ掌理ス

第十條 委員ハ第二學年以上ノ各學級生徒ノ互選ニ基キ會長之ヲ命ス

委員ハ其ノ部ノ常務ヲ取扱フ

第十一條 委員ノ任期ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トシ毎年四月中ニ於テ之ヲ改選ス但第一學年ニ在リテハ毎年九月中ニ於テ之ヲ選舉スルモノトス

第三章 會計

第十二條 特別會員ハ雇員ヲ除キ會費トシテ每學年一學期毎ニ月俸百分ノ一半ニ相當スル金額ヲ寄附ス
通常會員ハ會費トシテ每學年金三圓ヲ五月十月及一月ノ三回ニ分納ス

既納ノ會費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第十三條 本會ニ金品ノ寄附ヲ申出ツル者アルトキハ

會長其ノ受否ヲ決定ス

第十四條 收入金ハ信用アル銀行ノ預金トシテ之ヲ保管ス

第十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十六條 本會ハ第十二條ノ會費第十三條ノ寄附金及

第十四條ノ預金ヨリ生スル利子ヲ以テ收入トシ一切ノ經費ヲ支出トス

第十七條 理事及事務委員ハ每年度ノ始ニ於テ其ノ年度ノ收入及支出豫算概算書ヲ編成ス

前項ノ收入支出豫算概算書ハ會長之ヲ決定ス

第十八條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フタメニ又ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルタメニ豫備費ヲ設ク

豫備費ハ收入豫算金額ノ百分ノ五以上十以内トス

第十九條 物件ヲ購入又ハ營繕セムトスルトキハ各部委員ハ所定ノ請求簿ニ品目、數量、價格、供給者又ハ請負者其ノ他ノ所要事項ヲ記入シ當該部長ノ檢印ヲ經テ事務委員(會計擔當者)ニ差出スモノトス

事務委員ハ前項ノ請求簿ヲ接受スルトキハ直ニ購入又ハ營繕ノ手續ヲナシ請求簿ニ價格豫算殘額等ヲ記

入シタル上之ヲ物件ト共ニ請求者ニ交付又ハ引渡ス
モノトス

第二十條 豫備費ヲ以テ補充スヘキ費途及豫備費ヲ以
テ支辨スヘキ費途ノ金額ハ理事ノ意見ヲ聞キ會長之
ヲ決定ス

第二十一條 理事及事務委員ハ毎年度ノ始ニ於テ前年
度ノ總決算報告ヲ調製ス

第二十二條 各年度ノ收入ニ剩餘ヲ生シタルトキハ之
ヲ翌年度ノ收入ニ繰入ル

第二十三條 會長ハ各年度末ニ於テ事務委員中特ニ勤
勞アル者ニ對シ若干金額ノ報酬ヲナスコトヲ得

第四章 役員會及總會

第二十四條 會長ハ會務ニ關シ隨時役員會又ハ總會ヲ

召集ス

第二十五條 役員會ニ於テハ左ノ各號ノ事項ヲ議決ス

一、收入支出豫算

二、通常會員二十名以上ノ賛成ヲ得テ提出セル事項

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項

第二十六條 總會ニ於テハ左ノ第一號ノ事項ヲ議決シ

第二號以下ノ事項ノ報告ヲ受ク

一、規則ノ改正其ノ他會長ニ於テ重要ト認ムル事項

二、庶務決算報告
三、各部長ノ各部事業報告

第五章 附則

第二十七條 第五條第一項ノ十五部中、弓道部、陸上
競技部、旅行部、水泳部及琴曲部ハ當分ノヲ缺キ本
會諸般ノ事情ヲ顧慮シテ漸次其ノ設備ヲ完了スルモ
ノトス